

解説

現在奈良県内には、「護国神社」を名乗る独立した神社が 2 社あります。ひとつが十津川村小原の十津川護国神社で、もうひとつが奈良市古市町の奈良県護国神社です。

もともと、十津川護国神社の前身私設招魂社は、吉野郡小森村に明治維新後の明治 11 年新築されました。図録1頁に示した、明治の記載と昭和の記載が混在した神社明細帳によれば、十津川郷の「文久三癸亥ノ年ノ天ノ辻一挙」「明治元戊辰年北越戦争」「西南戦争」等で戦死した 47 名を祀るとともに、これら国事に関係あるいは兵役中病死した者 97 名を祀るものとしています。「天ノ辻一挙」とはいわゆる天誅組事件です。

招魂社の名は、戊辰戦争における新政府軍側の戦死者に加え、刑死した吉田松陰ら「国事殉難者」を祀る明治 2 年(1869)設立の東京招魂社として使われており、これが明治 12 年には靖国神社と改称されます。靖国神社は、その後近代日本が対外戦争を重ねていく中でその戦死者を合祀していき、戦後にはいわゆる戦犯の合祀や公人の参拝、近隣諸国からの非難等、対外戦争の歴史認識問題におけるホットな地であり続けているのは周知のとおりです。但し靖国神社と改称された時点では、維新の記憶と強く結びついたものでした。

この点は十津川の私設招魂社も同様です。前述の神社明細帳に綴られている文書では、同社は明治 29 年、特旨による宮内省下賜金 200 円を下賜されていますが、この際の知事からの上申では、天誅組事件から西南戦争までが引き合いに出されるのみで、数名いた日清戦争の戦死者については触れていません。また、この時期に既に設置されていた招魂社は、維新や戊辰戦争と関わりの深い地に集中しています。

日中戦争開始後の昭和 14 年(1939)、内務省は既存の招魂社を護国神社と改称すると同時に、新設は原

則的に「道府県一円ヲ崇敬範囲」とするもののみ許可するとする、一連の通達を出しています(『靖国神社百年史』資料編下 P344-351)。これに伴って、十津川の私設招魂社は改称されています。加えて、全国的にも県域を対象とする護国神社を新設する機運が高まっています。奈良県の場合、本図録 3 頁に示した経緯書を見ると、正式に通達が発せられる以前の昭和 14 年 1 月から、社寺兵事課が用地の物色にあたっています。その経過で、近隣に連隊を擁し、陸軍墓地とその作業場を計画していた陸軍と希望地が重複したものの、交渉の結果妥協がなり、神社と墓地は一体のものとして整備が進められることになったとします。そのためか、護国神社建設の費用負担はほぼ県と県下市町村の折半とされたものの、奉賛会には陸軍側から連隊長と連隊区司令官も名を連ねています。

こうして、太平洋戦争突入後の昭和 17 年 10 月に奈良県護国神社は正式に鎮座祭を行いました。敗戦に伴う占領、神道指令による「国家神道」の禁止は、生まれたばかりの護国神社に大きな影響を与えました。奈良県護国神社は、占領期間中は護国の語を避け図録 5 頁に示したように高円神社を名乗っています。こうした改称は他府県でも行われました(『全国護国神社五十年史』1997、27-28 頁)。

十津川護国神社は、規模も小さく政府による指定護国神社ではなかったせいもあり、改称は迫られなかったものの、『十津川護国神社』十津川郷友会、1953 によれば、地震で被害を受けたうえ、「占領治下半ば捨ておかれた」状態だったといえます。さらに、同書によれば、所在地小森が道路事情のため不便な地になったとして、村議会で中心地小原への遷宮、再建を議決して工事を進め、昭和 28 年 4 月 10 日に、遷宮式を行っています。同社には、この段階で、天誅組関係を含む軍人軍属 757 柱に加え、満州開拓団関係者の 183 柱をも合祀しているのが特徴となっています。

明治十二年七月 調
 大和国招魂社明細帳
 大十九日
 護国神社
 二十七十六日

堺縣管下大和国招魂社明細帳目錄
 一 吉野郡小森村 招魂社
 二 奈良縣護国神社
 大阪府



昭和初期頃十津川村小森の私設招魂社
 『靖国神社忠魂史』第一卷 1935、170 頁より

船中五年八月五日
 社中第一回三時
 失書通訂正
 堺縣管下大和国吉野郡小森村字成亥峯
 十津川護国神社
 招魂社
 一 由緒 明治十一年四月十五日新築文久三癸亥
 年天ノ辻一舉及ヒ明治元戌辰年北載
 戰爭及ヒ同十年西南ノ役等ニテ戦死ノ
 者四十七人及ヒ文久三以降國事ニ関シ
 或ハ兵役中病死ノ者九十五人ノ神靈ヲ
 祭ル
 本殿 桁行三尺一寸 梁行二尺三寸
 境内 五十六坪 民有地第二種
 共有 二千三百五十二人
 管轄廳迄距離 七九里十七町
 以上
 大阪府

『明治十二年七月調 大和国招魂社明細帳』
 奈良県庁文書 1-M12-24d より

奈良縣護國神社建設奉贊會趣意書

明治以來國難ニ殉ジタル將士ノ忠魂ヲ祀ルタメ全國殆ソド大部分ノ府縣ニ於テハ護國神社ヲ設ケ其ノ府縣出身戦病死者ノ英靈ヲ祭祀シツ、アルニ拘ラズ未ダ本縣ニハ奈良縣全部ヲ區域トスル護國神社ノ鎮座ナキハ甚ダ遺憾トスルコトナリ、惟フニ殉難將士ノ英靈ヲ祀ルモノトシテ國家ハ東京九段坂上ニ莊嚴ナル別格官幣社靖國神社ヲ奉齋シ永ヘニ皇國鎮護ノ神トシテ國民ノ敬仰スルコトナリト雖モ縣民トシテモ亦其ノ祭祀典禮ヲ厚クシテ忠魂ヲ弔ヒ偉勳ヲ萬世ニ傳フルト共ニ日夜是等郷土先輩ノ大精神ヲ敬慕スルタメ本縣護國神社ヲ建設スルハ當代ニ生ラ享ケタル縣民ノ責務ナリト信ス

時恰モ今次事變ニ依リ新ニ幾多殉難將士ノ靈ヲ迎ヘ政府亦招魂社ノ制度ヲ改正シテ護國神社ト稱シ一府縣一社ノ制ヲ確立ス

茲ニ於テ有志相謀リ奈良市近郊ニ適地ヲ選ビ莊嚴ナル社殿ヲ造營シ偉勳ヲ無窮ニ傳ヘンタメ奈良縣護國神社建設奉贊會ヲ組織シ普ク有志ノ淨財ヲ募リテ其ノ期成ヲ畫セントス

江湖ノ諸賢賢クハ吾等ノ微衷ヲ諒トセラレ奮テ贊成アラントコトヲ

昭和十四年十一月

奈良縣護國神社建設奉贊會發起人

- 奈良縣知事 三島 謙也
- 步兵第三十八聯隊長 近藤 謙也
- 奈良聯隊區司令官 遠山 謙也
- 奈良縣會議長 佛崎 謙也
- 奈良市長 瀧清 謙也
- 奈良縣町村長會長 瀧清 謙也

奈良縣護國神社建設奉贊會規程

- 第一條 本會ハ奈良縣護國神社建設奉贊會ト稱ス
- 第二條 本會ハ奈良縣護國神社建設ノ事業ヲ實現スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ資金ノ募集ヲ他建設ニ必要ナル事業ヲ行フ
- 第四條 本會ノ事務所ハ奈良縣社寺兵事課内ニ置ク
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 若干名
 - 副會長 六名
 - 理事 若干名
 - 委員 若干名
- 第六條 會長ハ知事、副會長ハ學務部長、步兵第三十八聯隊長、奈良聯隊區司令官、縣會議長、奈良市長及縣町村長會長之ニ當リ、委員ハ會長之ヲ委嘱ス
- 第七條 本會ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ推選ス
- 顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開陳ス
- 第八條 役員ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ第六條記載ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス
- 理事ハ會務ヲ處理ス
- 委員ハ會務ヲ處理ス
- 第九條 理事中會長ノ指名ニ依リ理事長一名ヲ置ク
- 第十條 本會ニ書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任ス
- 書記ハ上司ノ命ヲ承テ會務ニ從事ス
- 第十一條 本會ハ其ノ目的ヲ完了シタルトキハ解散スルモノトス
- 解散ニ當リ經費ノ剩餘アルトキハ護國神社ノ基本財源トシ之ヲ寄附スルモノトス
- 第十二條 本規程施行上細則ヲ必要トスルトキハ會長之ヲ定ム

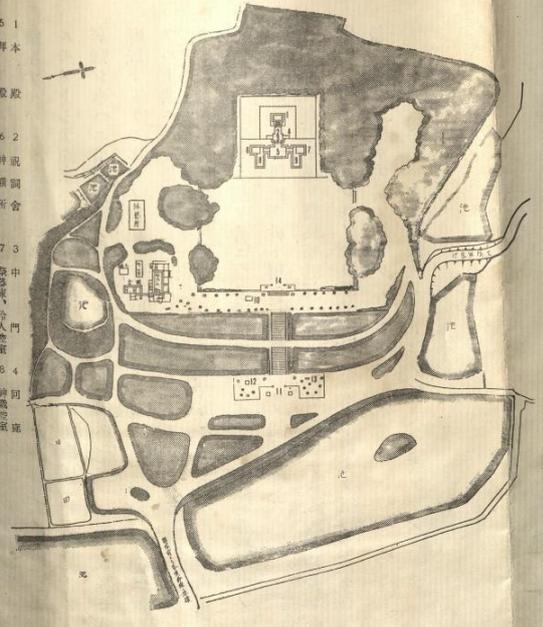
豫算

收入ノ部	
一金貳拾六萬參千七百五拾圓也	縣補助金
內 譯	奈良市寄附金
金拾萬圓	各町村寄附金
金參萬圓	官公署、學校、神社寺院、會社、銀行
金貳萬圓	組合、工場、青年團等、職員、生徒
金貳萬圓	兒童團員寄附金
金參千七百五拾圓	萬志家指定寄附金
	不用土地賣却代

支出ノ部

一金貳拾六萬參千七百五拾圓也	本殿建築費
內 譯	中門祝詞會建築費
金壹萬圓	拜殿建築費
金八萬五千圓	其ノ他社殿建築費
金五萬四千四百圓	御神寶其他設備費
金壹萬四千五百圓	土地買收、整地工事并ニ監督費
金八萬四千六百圓	諸祭典費
金貳萬圓	事務費
金壹萬圓	豫備費
金參萬九千七百五拾圓	附帶事業費(陸軍墓地、同作業場新設費)
外ニ鳥居、社號標、外玉垣、燈籠、狛犬、饗合、石段并ニ境内樹木ハ萬志家ノ指定寄附	
備考	一一本 金拾圓

奈良縣護國神社計劃圖



1 拜殿
2 祝詞會
3 中門
4 拜殿
5 拜殿
6 拜殿
7 拜殿
8 拜殿
9 拜殿
10 拜殿
11 拜殿
12 拜殿
13 拜殿
14 拜殿
15 拜殿
16 拜殿
17 拜殿
18 拜殿
19 拜殿
20 拜殿
21 拜殿
22 拜殿
23 拜殿
24 拜殿
25 拜殿
26 拜殿
27 拜殿
28 拜殿
29 拜殿
30 拜殿
31 拜殿
32 拜殿
33 拜殿
34 拜殿
35 拜殿
36 拜殿
37 拜殿
38 拜殿
39 拜殿
40 拜殿
41 拜殿
42 拜殿
43 拜殿
44 拜殿
45 拜殿
46 拜殿
47 拜殿
48 拜殿
49 拜殿
50 拜殿
51 拜殿
52 拜殿
53 拜殿
54 拜殿
55 拜殿
56 拜殿
57 拜殿
58 拜殿
59 拜殿
60 拜殿
61 拜殿
62 拜殿
63 拜殿
64 拜殿
65 拜殿
66 拜殿
67 拜殿
68 拜殿
69 拜殿
70 拜殿
71 拜殿
72 拜殿
73 拜殿
74 拜殿
75 拜殿
76 拜殿
77 拜殿
78 拜殿
79 拜殿
80 拜殿
81 拜殿
82 拜殿
83 拜殿
84 拜殿
85 拜殿
86 拜殿
87 拜殿
88 拜殿
89 拜殿
90 拜殿
91 拜殿
92 拜殿
93 拜殿
94 拜殿
95 拜殿
96 拜殿
97 拜殿
98 拜殿
99 拜殿
100 拜殿

『奈良縣護國神社建設一件 総務課』奈良県庁文書 1-S16-24 より

奈良県護国神社建設奉賛会ノ経過並将来ノ方針

第一 経過

本県ニ於テハ県下一円ヲ崇敬者区域トスル護国神社ノ設置ナク、戦没軍人ニ対スル^マハ慰靈ハ僅ニ県奨兵会主催ニ係ル招魂祭ヲ年一回執行サル^ハノミニシテ、常時英霊ヲ奉斎スル神社ノ設置ハ県民一般ノ強キ要望ナリキ、殊ニ今次事変ノ勃発ニ依リ、幾多新シキ英霊ノ増加アリ、政府ニ於テモ従来ノ招魂社制度ヲ改メテ護国神社ノ制度ヲ確立セラル等ノ事アリテ、本県ニ於テモ県下一円ヲ崇敬者区域トスル本県護国神社ヲ建設スルコト^ハナリ、昭和十四年六月二日発起人会ヲ開催満場一致創立スルコト^ハ議決シ、同時ニ会則役員ノ任命予算等ヲ見タリ(別紙添付)

一、位置ノ決定

昭和十四年一月以来県ニ於テハ極秘ニ護国神社ノ適地ヲ物色中ノ処、市南郊ニ高燥ナル地点アルヲ認めテ適地トシテ交渉ヲ進メタルガ、右土地ハ軍部ニ於テモ陸軍墓地並同作業場トシテ交渉ヲ進メツ^ハアルコト判明スルニ至リタリ、茲ニ於テ県ハ軍部ト協調ノ上神社ヲ北部ニ墓地作業場ヲ南部ニ設クルコト^ハシ位置ノ決定ヲ見ルニ至リタリ(添上郡東市村大字古市字油山)

尚右事由ノ為陸軍墓地並作業場ノ設置ハ本会ノ附帯事業ト為スコトニナリタリ

二、設立認可

昭和十五年六月二十九日内務大臣宛願書提出同年十月二十八日内務大臣ヨリ設立認可ノ指令アリ

造営工事ノ実施ニ当リテハ、更ニ詳細ナル設計図書ヲ具シ予メ内務省ノ承認ヲ受クヘキ旨、同時ニ神社局長ヨリ通牒アリタリ

三、用地ノ買収

護国神社、陸軍墓地並作業場ノ用地買収ハ地元添上郡東市村長ニ依頼シ、参道敷地ノ内奈良市ニ属スル分ハ奈良市長ヲ通シテ白毫寺、高畑両町総代ニ、東市村ニ属スル部分ハ東市村長ニ依頼シテ交渉ヲ進メタリ土地所有者内一部分ハ無理解ノ為買収ヲ肯セサルモノアリテ土地収用法ヲ適用セントシタリシガ、関係者ノ説得等アリテ結局所有者全部ノ承諾ヲ得代金ノ支払ヲ了シタリ

四、境内整地奉仕

境内ノ整地工事ニシテ労力奉仕ニ依リ施行シ得ヘキモノハ県民ノ奉仕ニ俟ツコト^ハシ、昨年三月十日地鎮祭ヲ執行四月一日ヨリ労力奉仕ヲ開始シタリ、軍隊、学校、生徒児童各種団体ヲ始め一般県民十一万名参加十月末日ニ至リ奉仕ニテ為シ得ヘキ工事ハ一応終了シタルヲ以テ奉仕作業ヲ打切リタリ

五、予算

前述発起人会ニ於テ創立費トシテ可決サレタルモノハ総計貳拾九万五百五拾円ニシテ、其ノ内容別紙ノ通ナリ、而シテ右収入予算ノ編成当時ハ紀元二千六百年奈良県奉祝会ノ寄付募集中ナルニ加ヘテ、軍人援護会ニ於テモ事業費募集中ナリシ為、立テ前トシテ一般県民ニ対スル寄附募集ヲ為サルコト^ハシ、県(拾万円財源起債)市(参万円財源起債)町村(拾万円)官公吏教職員銀行会社員各種団体生徒児童(貳万五仟円)特別寄附(当時申込済ナリシ五仟円)墓地作業場^マノ計設ニ依リ不用ト成ルヘキ土地売払代(参仟七百五拾円)及び現物寄附(貳万六仟八百円)ヲ財源トシタリ

町村ニ対スル割当別紙ノ通り【後略】

『奈良県護国神社建設一件 総務課』奈良県庁文書 1-S16-24 より

宗教法人台帳

(神道系)

No.

① 所属宗團名	No. 14	神社本庁
② 名称		高圓神社
③ 所在地		奈良県活上郡高村町 1984号地
創立	昭和21年3月25日	登記
解散	年 月 日	
沿革		
主神、本尊	西浦子十郎命と始末 / 2.25 / 柱	
④ 目的	惟神初大道に導、善く同胞に神恩を奉仕し神恩を奉作 此の厚恩に及んば作樂しむる者も亦、福祉の身も亦	
⑤ 公益事業		
⑥ A 境内地	15.256坪	
B 境内建物	本殿7坪、拜殿15坪、祝詞舎10坪、神饌所5坪、 社務舎各8坪、答書庫5坪、社務所6坪	
C 基本財産		

『旧宗教法人台帳(神社 奈良市・大和高田市)』奈良県庁文書 1-S21-42 より



十津川護国神社の小原への遷宮式『十津川護国神社』十津川郷友会 1953 より

2023.3

奈良県立図書館編・発行